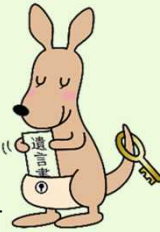


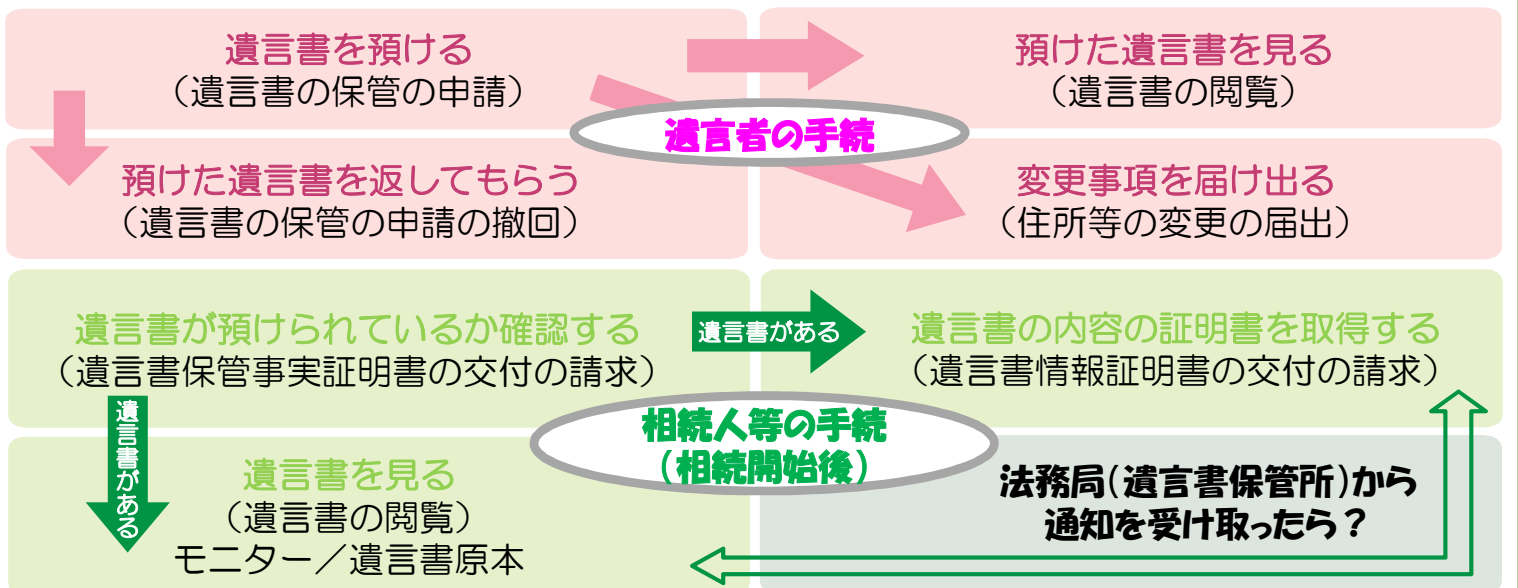
# 自筆証書遺言書保管制度

あなたの大切な遺言書を  
法務局(遺言書保管所)が守ります！



遺言書ほかんガルー

## 自筆証書遺言書保管制度の主な手続



※モニターによる閲覧とは、法務局(遺言書保管所)に設置されているモバイル端末を使用して、遺言書の画像情報を閲覧することです。

## 法務局に預けた場合、どんなメリットがあるの？

### 遺言者のメリット

- 遺言書の紛失・亡失を防ぐことができます。
- 相続人等の利害関係者による遺言書の破棄、隠匿、改ざん等を防ぐことができます。
- 遺言書の保管申請時には、民法の定める自筆証書遺言の形式に適合しているかについて、遺言書保管官の外形的なチェックが受けられます。
- 遺言書は、原本に加え、画像データとしても長期間適正に管理されます。

### 相続人・受遺者等のメリット

- 相続開始後、家庭裁判所における検認が不要です。
- 遺言書保管所から、遺言書を保管していることをお知らせすることで、相続人等に手続を促します。
- 遺言書の原本が保管されている遺言書保管所であるか否かにかかわらず、全国どこの遺言書保管所においても、モニターによる遺言書の閲覧や、遺言書情報証明書の交付が受けられます。

## 遺言者はどんな手続きをしたらいいの？

### 遺言者



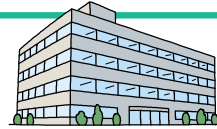
遺言書

遺言者本人が遺言書を作成し、管轄の法務局（遺言書保管所）に申請の予約をした上で、**直接本人が出向きます。**

※本人が出向くことなく、代理人のみで  
手続を行うことはできません。

予約・申請

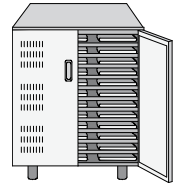
### 法務局 (遺言書保管所)



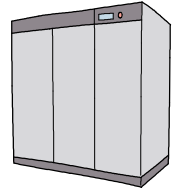
法務局の事務官  
(遺言書保管官)



- ①本人確認
- ②遺言書の方式の適合性  
(署名、押印、日付の有無等)を外形的に確認等



原本保管



画像データ化

## 保管の申請に必要なものは？

- ・ **自筆証書遺言書**（用紙の大きさはA4判、片面で、とじたり封のされていないもの）
- ・ **保管申請書**（法務省指定の様式）
- ・ **添付書類**（**本籍及び筆頭者の記載のある**住民票の写しなど）
- ・ **本人確認書類**（マイナンバーカードや運転免許証などの**顔写真付き**の身分証明書）
- ・ **手数料**（1件につき3,900円（収入印紙で納付））

## どこの法務局で保管の申請をしたらいいの？

遺言書の保管の申請は、遺言者の**住所地、本籍地、所有する不動産の所在地**のいずれかを管轄する法務局（遺言書保管所）であれば、どこでも可能です。御自身にとって一番便利なところを選んでください。

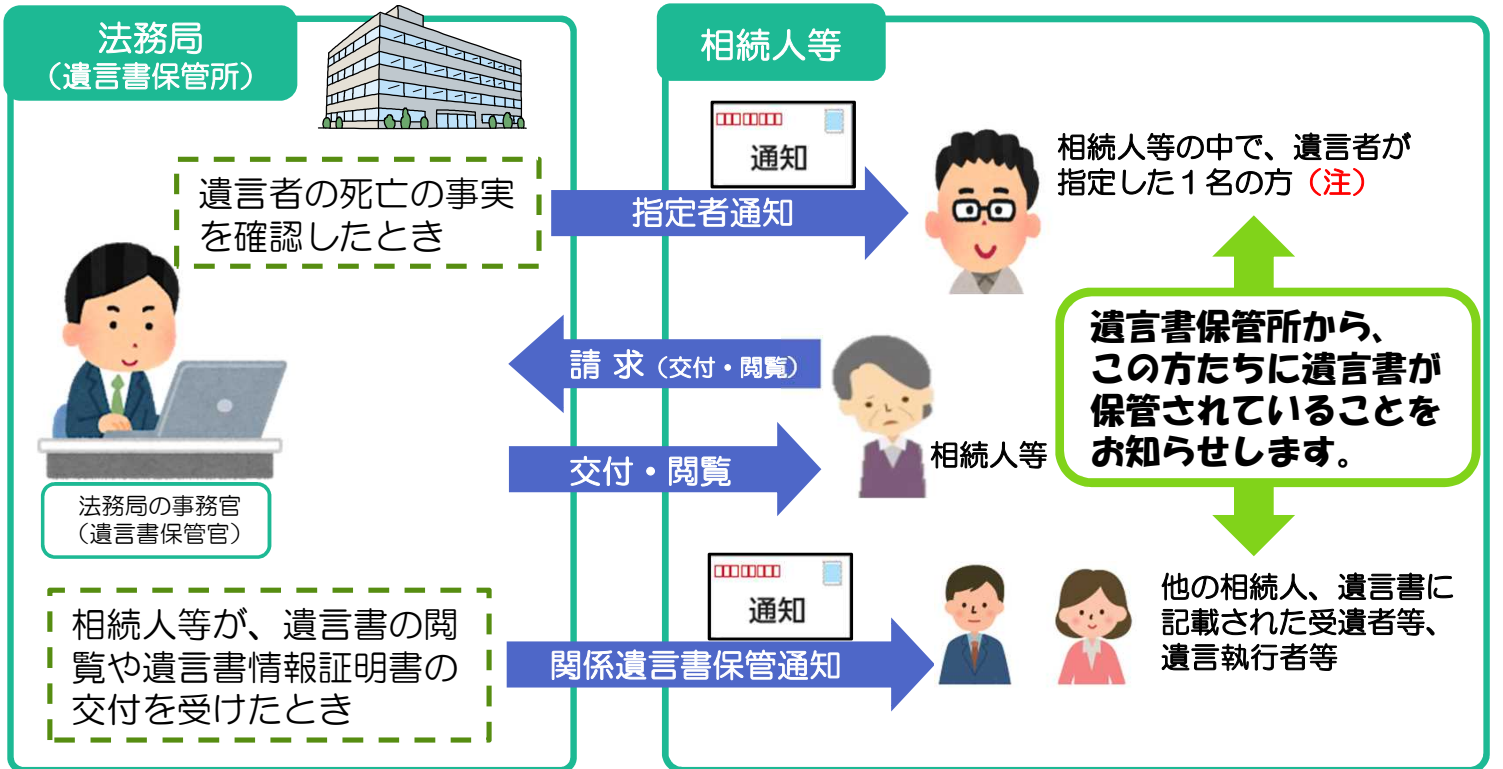


東京都内の法務局（遺言書保管所）は、最終ページのとおりです。  
東京都以外については、法務省ホームページで御確認ください。

# 遺言者が亡くなられた後は、どんな手続をしたらいいの？

この制度では、相続人等の方は主に以下の3つのことができます。

- 遺言書保管事実証明書の交付の請求（1通800円）
- 遺言書情報証明書の交付の請求（1通1,400円）
- 遺言書の閲覧（モニター／遺言書原本）（1回1,400円／1,700円）



（注）遺言者があらかじめ指定者通知を希望した場合に限られます。このため、遺言者が通知を希望せず、どなたも指定していなかった場合には、この通知は行いません。



## 注意事項（必ずお読み下さい）

遺言書の保管の申請をお考えの方は、以下の点に御注意ください。

- 必ず**予約**をして**遺言者本人**が来庁してください。予約がない場合やご本人が来庁しない場合は受付できません。
- 板橋出張所を除き、出張所では手続ができません。
- 遺言の方式は主に、公正証書遺言と自筆証書遺言があります。どちらの方式の遺言にするか、それぞれの特徴を踏まえて決めてください。また、公正証書遺言に関する相談は、お近くの公証役場へお問合せください。
- 保管の対象となるのは、自筆証書遺言書のみです。財産目録はパソコンで作成しても構いませんが、本文や付言事項はパソコンで作成することはできません。
- 法務局では、遺言書の内容に関するご相談には応じることができません。遺言書の内容についてご不明な点がある場合は、弁護士等の法律の専門家にご相談ください。
- 遺言書の保管の申請を行うには、**顔写真付き**の官公署から発行された**身分証明書**が必要です。**健康保険証のように顔写真がないものでは手続ができません**ので、ご注意ください。
- 遺言書の保管の申請の際に添付する住民票の写しは、**本籍及び筆頭者の記載入り**のものがが必要です。区役所等で請求するときにご注意ください。
- 一度保管した遺言書は、保管の申請の撤回をしない限り、返却されません。控えを手元に置いておきたい方は、来庁前にコピーをしておいてください。

## 問合せ先・詳しい手続について

東京都内の法務局（遺言書保管所）は以下の表のとおりです。  
東京都内に住所地、本籍地、所有する不動産の所在地のいずれかがあれば、  
東京都内の遺言書保管所のいずれでも保管の申請ができます。  
ご不明な事がございましたら、以下の各連絡先へお問合せください。

東京法務局本局	☎ 03-5213-1441（直通）
東京法務局板橋出張所	☎ 03-3964-5385（代表）
東京法務局八王子支局	☎ 042-631-1377（代表）
東京法務局府中支局	☎ 042-335-4753（代表）
東京法務局西多摩支局	☎ 042-551-0360（代表）

### 遺言・相続等に関する法制度や相談窓口についての問合せは

日本司法支援センター（法テラス） <https://www.houterasu.or.jp/>

法テラス・サポートダイヤル **0570-078374**  
（IP電話からは **03-6745-5600**）

おなやみなし

受付時間

平日 9:00~21:00

土曜日 9:00~17:00

祝日・年末年始を除く

### 遺言書や登記等の相続に関する手続のご相談についての問合せは

東京司法書士会 総合相談センター **03-3353-9205**

平日(除祝日) 9:00-12:00 13:00-17:00

三多摩 総合相談センター **042-548-3933**

平日(除祝日) 10:00-16:00

東京司法書士会 [https://www.tokyokai.jp/consult/free\\_consult.html](https://www.tokyokai.jp/consult/free_consult.html)

### 公正証書遺言については

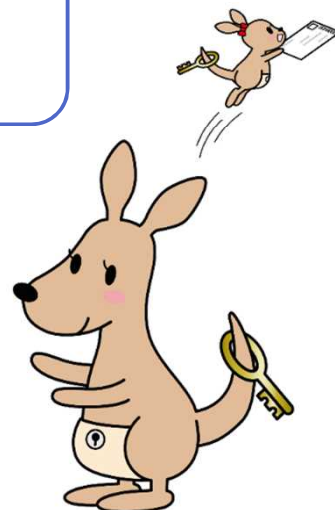
東京公証人会 <http://www.tokyokoshonin-kyokai.jp/>

### 自筆証書遺言書保管制度の詳しい手続や予約方法については

法務省 [https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03\\_00051.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)



法務省 遺言書保管制度



遺言書ほかんガルー